２０２２年１月７日

一般社団法人 熊本県社会福祉士会

　会員　各位

一般社団法人 熊本県社会福祉士会

会長　深谷　誠了

【公印省略】

「選挙管理委員の公募」の公示について

一般社団法人熊本県社会福祉士会規則第５号（役員選出規則）及び細則第３号（役員選出細則）に則り、役員任期満了に伴う役員選出選挙を実施します。

それに伴い選挙管理委員を公募いたします。選挙管理委員会の委員定数は5人とします。

熊本県社会福祉士会役員選出のための選挙管理委員に応募する方は、下記期間内に応募用紙に必要事項を記入し、郵送またはFAX、Eメールにて事務局へご提出ください。

　　　公募受付期間　　２０２２年１月１０日（月）～２０２２年１月３１日（月）

なお、２０２２年１月３１日の応募締め切りを以って理事会を開催し、選挙管理委員会の編成を実施しホームページにその氏名を公表します。

※（参考）一般社団法人熊本県社会福祉士会規則

（選挙管理委員会）

 第７条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

２、 選挙管理委員会の委員定数は５人とする。

３、 選挙管理委員会は、理事選任のための公示を立候補受付期間開始日の２週間 前までに行う。

４、 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。

５、 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、理事会による理事及び監 事候補者の選出を受けて、立候補者名簿をととのえ、総会に提出する。

（選挙管理委員）

 第８条 選挙管理委員は、正会員の中から公募し抽選により選出され、会長が委嘱する。

２、 前項の公募方法等の細目については、理事会において別に定める。

３、 選挙管理委員は、理事に立候補し、または立候補者を推薦することができない。

４、 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

５、 選挙管理委員の任期は、役員改選にあたる総会の当日までとする。

６、 第１項により選出された委員の名簿は、会長が会員に公表する。